



# 埼玉県報

第 2 4 3 2 号  
平成24年10月12日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書推奨\(青少年課\)](#)
- [嵐山中部土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [宅地建物取引業法の聴聞告示\(建築安全課\)](#)
- [運転者管理業務用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [一般国道122号の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道根岸本町線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣桶川さいたま線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣桶川さいたま線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンターの超音波診断装置システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千三百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人志民アシストネットワーク

三 代表者の氏名

相京 美津夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口五丁目二番一号仲町住宅店舗一〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、市民や行政、企業という垣根をはずし共に育ちあうために、地域をよくしていこうとする熱き「志」を持った人々を結び、福祉・環境・教育・国際支援・地域活性化などを考え提言し活動をおこなうとともに、市民セクターと行政、企業、市民との仲介役という立場で、地域活動を協働でスムーズに行えるようサポートし、お互いの経験交流、学びあい、支え合いの場の提供をおこない、個々の生き方を尊重した、誰もが生き生きと暮らせる、まちづくり・人づくりの実現に貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子育て応援クラブむくむく
- 三 代表者の氏名  
岡元 弘子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県蕨市塚越七丁目二十三番二号
- 五 定款に記載された目的  
地域で子育て中の両親や保育・教育関係者を中心とした広く一般市民を対象として、保育と子育てに関する支援、各種講座の開催、保育・教育関係者の連携、ボランティアに関する情報提供などの事業を行い、もって子供の健全な育成、人権の擁護、社会福祉の増進、男女共同参画の推進を図り、より安心、安定した地域社会を形成し、一般市民に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人北本市観光協会
- 三 代表者の氏名  
安江 洋
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北本市本町一丁目百三番地北本市役所第四庁舎
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、北本市の観光によるまちづくりを推進することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百八十六号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
小鹿野町	平成二十二年度 平成二十三年度	地籍図 二十枚 一冊	般若三（般若の 一部）	平成二十四年 十月九日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百八十七号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一三七二	同	バティストさんとハンガープルグⅡハンガープルグ伯爵のおはなし	ルドウィツヒ・ベーメルマンズ	BL出版
一三七一	小学校 中学年	はじめてのほしぞらえほん	村田 弘子	パイインターナショナル
一三七〇	同	ぼくらのあか山	藤本 四郎	文研出版
一三六九	同	あいうえおたくはいびん	ことは てんこ	くもん出版
一三六八	同	ええところ	くすのき しげのり	学研マーケティング
一三六七	同	ぞうくんのはじめてのぼうけん	セシル・ジョスリン	あかね書房
一三六六	小学校 低学年	つむぎがかぞくになった日	なりゆき わかこ	ポプラ社
一三六五	同	おべんとう	小西 英子	福音館書店
一三六四	同	どんどごどん	和歌山 静子	福音館書店
一三六三	同	のはらのおへや	みやこし あきこ	ポプラ社
一三六二	同	トラのじゅうたんになりたかったトラ	ジェラルド・ローズ	岩波書店
一三六一	乳幼児	これはおひさま	谷川 俊太郎	復刊ドットコム
推奨番号	対 象	書 名	著 者 名 等	発 行 所

一三八五	同	鉄は魔法つかい	畠山 重篤	小学館
一三八四	同	アラスカの詩 夢を追う人	星野 道夫	新日本出版社
一三八三	同	サッカーボーイズ15歳 約束のグラウンド	はらだ みずき	角川書店
一三八二	同	おれたちの青空	佐川 光晴	集英社
一三八一	中学校	魔法の泉への道	リンダ・スー・パーク	あすなる書房
一三八〇	同	ビートのスケートレース 〜第二次世界大戦下のオランダで〜	ルイーズ・ボーデン	福音館書店
一三七九	同	11号室のひみつ	ヘザー・ダイヤー	小峰書店
一三七八	同	「リベンジするとあいつは言った	朝比奈 蓉子	ポプラ社
一三七七	同	ゴミにすむ魚たち	大塚 幸彦	講談社
一三七六	小学校高学年	雨あがりのメデジン	アルフレッド・ゴメスセルダ	鈴木出版
一三七五	同	盆まねき	富安 陽子	偕成社
一三七四	同	シールの星	岡田 淳	偕成社
一三七三	同	ドレミファ荘のジジルさん ビビンとトムトム物語	たかどの ほうこ	理論社



一三八九	同	ハテイのはてしない空	カービー・ラーソン	鈴木出版
一三八八	同	心を整える。	長谷部 誠	幻冬舎
一三八七	同	ピエタ	大島 真寿美	ポプラ社
一三八六	高校・青年	明日のマーチ	石田 衣良	新潮社

# 告 示

埼玉県告示第千三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任

職 名 氏 名 住 所

理 事 大 澤 直 之 埼玉県比企郡嵐山町大字広野千六十五番地

# 告 示

埼玉県告示第千三百八十九号

測量計画機関の長である埼玉県知事上田清司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

埼玉県内（五十六市町）中央部、東部、北東部、西部、北部、比企地域

四 作業期間

平成二十四年九月十四日から平成二十五年三月二十二日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百九十号

測量計画機関の長である埼玉県加須農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

## 二 作業種類

公共測量（ほ場整備事業 荒木地区 地区界測量）

## 三 作業地域

行田市大字荒木地内他

## 四 作業期間

平成二十四年十月一日から平成二十四年十二月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

測量計画機関の長である比企郡吉見町長新井保美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

比企郡吉見町

二 作業種類

公共測量（基準点測量 復旧測量（基準点））

三 作業地域

比企郡吉見町（全域）

四 作業期間

平成二十四年十月一日から平成二十五年三月二十二日まで

# 告 示

埼玉県告示第千三百九十二号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

川越市大字砂地内

四 作業期間

平成二十四年八月二十七日から平成二十五年三月十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第千三百九十二号

平成二十四年埼玉県告示第千四百二十二号で公示した公共測量(復旧測量(基準点))は、平成二十四年八月三十一日終了した旨測量計画機関の長である坂戸市長石川清から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千三百九十四号

平成二十四年埼玉県告示第八百七十八号で公示した公共測量（座標補正に伴う点検測量）は、平成二十四年八月三十一日終了した旨測量計画機関の長である加須市長大橋良一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

平成二十四年埼玉県告示第千百十一号で公示した公共測量（神保原駅南土地区画整理事業 街区・画地出来形確認測量）は、平成二十四年八月三十一日終了した測量計画機関の長である児玉郡上里町長関根孝道から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千三百九十六号

平成二十四年埼玉県告示第三百四十三号で公示した公共測量（一級基準点測量、二級基準点測量）は、平成二十四年八月三十一日終了した旨測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千三百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新座都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづく

り計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十月十二日から平成二十四年十月二十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千三百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

新座市池田三丁目、石神二丁目、石神三丁目、栗原一丁目、馬場三丁目、野寺一丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづく

り計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十月十二日から平成二十四年十月二十六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

石田建築事務所

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏三千三十九番地二

三 処分対象事務所の開設者の氏名

石田 寛

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（一）第九五五六号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、開設者が死亡していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

団建築設計事務所

埼玉県川口市西川口一丁目三十七番八南部マンション三〇二号

三 処分対象事務所の開設者の氏名

上村 正

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（三）第八九六三号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、開設者が死亡していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百一十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

加建築設計事務所

埼玉県上尾市大字小敷谷七十七番地一西上尾第二団地一 二六 一〇五

三 処分対象事務所の開設者の氏名

加賀 竜三

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（六）第二二二六三号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、開設者が死亡していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

ハセガワ設計事務所

埼玉県春日部市東中野四百三十二番地二

三 処分対象事務所の開設者の氏名

長谷川 政己

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（三）第九二五一号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、開設者が死亡していることが判明した。



## 告 示

埼玉県告示第千四百三三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

建築・都市計画工房一級建築士事務所

埼玉県熊谷市久保島二千百七十番地一

三 処分対象事務所の開設者の氏名

小林 文和

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（二）第八七六五号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、開設者が死亡していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

コムズハウス株式会社一級建築士事務所

埼玉県加須市芋茎千三十九番地二

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

コムズハウス株式会社

代表取締役 尾身 正志

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（二）第八二九二号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、法人の破産手続開始が決定していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

株式会社山口工務店・山口建築設計事務所

埼玉県川越市大字下赤坂千八百五番地八

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社山口工務店

代表取締役 山口 隆次

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（三）第九一五九号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、法人の破産手続開始が決定していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

一 有限会社夢ハウス二級建築士事務所

埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎千二百二十番地ベンチャーオフィスK 1

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社夢ハウス

取締役 大室 伊佐雄

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（一）第一〇五三七号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、法人が解散していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

株式会社設計事務所チーム・ケイ

埼玉県越谷市蒲生茜町十九番地一井上ビル二〇五号

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社設計事務所チーム・ケイ

代表取締役 山口 啓司

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（一）第九六九八号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、法人が解散していることが判明した。

## 告 示

埼玉県告示第千四百八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年九月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

有限会社石原工務店

埼玉県所沢市大字上安松六百三十番地二

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社石原工務店

代表取締役 石原 勇一

四 処分対象事務所の種類

二級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（一）第一〇六五二号

六 監督処分の内容

事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十三条の七の規定による廃業等の届出がないが、法人が解散していることが判明した。

# 告 示

埼玉県告示第千四百九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十四年十一月二日午前十時	オデッサエス テート株式会社	代表取締役 金澤 健次	埼玉県富士見市東みずほ台二丁目二十九番二号みずほ台西口駅ビル一階

## 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇一会議室

# 告 示

埼玉県告示第千四百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
運転者管理業務用端末装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
892,980,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年7月27日

# 告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>百二十二号</p>	<p>路線名</p>
<p>川口市元郷一丁目一九三三番一地从先から 同市元郷一丁目一九二〇番三三地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年十月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十四年十一月八日付け、埼玉県告示 第二千三十四号で区域変更した部分の 一部供用開始。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

根岸本町線	路線名
川口市本町三丁目六三番二地先	供用開始の区間
平成二十四年十月十二日	供用開始の期日
平成二十二年十二月三日付け、さいたま県土整備事務所長告示第四号で区域変更した部分の一部供用開始。	備考

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二地先まで	北本市二ツ家三丁目一五八番一地 先から桶川市北二丁目一五四番	区 間
一一・九五〇一六・〇〇	九・四五〇一二・九五	敷地の幅員 (メートル)
四二二・〇〇		延 長 (メートル)
金街路整備工事	地域自主戦略交付	備 考

## 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉



鴻巣桶川さいたま線	路 線 名
北本市二ツ家三丁目五九番一地先 から桶川市北二丁目一五四番二 地先まで	供用開始の区間
平成二十四年十月十二日	供用開始の期日
延長七二五・〇〇メートル	備 考

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年九月二十四日

指令越建セ第二三〇〇六六一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十月五日

越建セ第三五〇一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与左エ門二千七百十九番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番三十八号山崎ハイツ一〇一

山崎 昭司

# 告 示

埼玉県病院事業告示第三十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
超音波診断装置システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課 入札担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 24 年 10 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社埼玉支店  
埼玉県さいたま市北区土呂町 1 丁目 45 番地 10
- 5 落札金額  
27,615,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 24 年 8 月 21 日